

養護教員の皆さんへ【色覚検査表だけで決めないで！】

【今回の経緯】 鉄道運転免許取得に必要な条件の一つ「色覚が正常であること」が「操縦に支障を及ぼすと認められる色覚の異常がないこと」に改正されました（動力車操縦者運転免許に関する省令の一部を改正する省令・2024年7月1日国土交通省令第76号）。免許取得申請には身体検査医が行った「身体検査診断書」が必要で、身体検査医に指針として示された『身体検査マニュアル』には、「石原式色覚検査表などで正常と判定されなくても、パネルD-15テストでパス(合格)すれば『正常』と判断する」手順も示されました。

これまでは、石原式色覚検査表でフェイル(不合格)であると免許の取得申請はできませんでしたが、改正により「中程度以下の色覚異常（パネル D-15テストをパス）」も免許取得可能という実質制限緩和となりました。「中程度以下」の割合は石原式色覚検査表で「異常」と判定される人の約半数です。その人たちは「鉄道運転士として操縦に支障を及ぼすと認められる色覚の異常がない」として、門戸が開かれたのです。

【石原式検査表で最終決定をしない】 石原式検査表の検査結果だけで、鉄道運転免許の取得不可・鉄道会社不採用とすることは不相当となりました。また「航空機操縦士＝パイロット」「(船舶)航海士」のいずれも、パネル D-15をパスすれば免許取得可能（航海士以外の船舶乗務員・小型船舶免許は、パネル D-15でパスできなくても、実際必要とされる色判別テストにパスすれば免許取得可能）となっているため、今回の改正により **航空機・船舶・鉄道すべてにおいて、免許取得の可否は石原式検査表で判断されないことになりました**。さらに「色覚が正常＝石原式検査表にパス」という医学的定義と職業適性は異なることを明らかにしたとも言えます。

【改正内容を知らせるべき人は？】 この『身体検査マニュアル』は、2020年に現在と同じ記載となり、同年から実質改正されていました。しかし、身体検査医以外に広く周知されなかったため、鉄道会社の中でも十分共通理解されていなかったようです。共通理解していれば、遅くとも2021年から鉄道会社の採用試験から色覚検査はなくなっていたはずですが。しかし、従来どおり石原式検査表を用いた採用選考を行う事業所が現在も存在しています。

さらに、鉄道関係会社への就職を考える生徒・学生や保護者、進路指導を行う教育関係者等にも情報が届いていなかったことも問題です。その結果、本来採用されるべき志願者が不採用になったり、あきらめる必要のない志願者が志願を断念したりしているのです。法改正が効力を発揮できず、少数派の色覚をもつ多くの若者が不合理な排除を受け続けているのです。

【色覚検査と職業指導】 2014年、文部科学省は「『色覚異常』者が、検査で自身の『異常』を自覚し、将来不相当とされた職業に就くことを防ぐために児童生徒に色覚検査受検を勧めるよう」事務連絡で学校に求めました。学校保健会の『学校における色覚に関する資料』には「色覚による制限が設けられている主な資格（2016年3月現在）」が掲載されていますが、「日頃から最新の情報を入手することが大切です」とも書かれています。しかし、今回の鉄道免許について学校が把握することは不可能でした。最新情報を入手することは非常に困難だという顕著な例となりました。

これを読んでいるあなたは、石原式検査表が読めないとパイロットや航海士になれないと思っていませんか？そして検査表が読めない子どもにそのように伝えたりしていなかったのでしょうか。「異常」と判定された子どもが進路目標を変更すれば、文科省が言う「検査の目的」は達成したかも知れません。しかし、果たしてそれがその子のためになったと言えるのでしょうか？ 前述の『学校における色覚に関する資料』には、「動力車操縦者（鉄道・軌条及び無軌条電車の運転士）：色覚が正常であること」と現在も記載されたままなのです。

検査表などを使う色覚検査は、医学的検査です。「多くの人と異なる色覚」を「異常」として検出できます。しかし、職業適性検査ではありませんし、さまざま異なる職業の適性を医学的検査で測ることはできません。また、子どもたちへの進路指導は、色覚の違いを最優先して決めていくものではありません。

【色覚について学習を】 色覚検査の結果に涙する親子のことをよく耳にしますが、なぜそうなるのでしょうか？いきなり検査表を広げて読ませるのではなく、まず「色覚多様性」とはどういうものなのかを子どもたちと学習してみませんか？「色覚多様性」とは2017年に日本遺伝学会が提唱した概念です。ヒトの色覚は個人差が多く、それぞれちがった色の感じ方をしている。正しいとか間違いとか、「正常・異常」などと区別すべきものでもない。ヒトの多様性の一つだという考え方です。色覚について正しく学習すれば、検査表が読めなくても「多くの人とちょっとちがう色覚なのだ」と、その子も保護者もまわりの子も、ちがいを豊かに受け入れることができるでしょう。

すべての子どもたちが色覚について学習する場が、いま求められているのです。

（文責：しきかく学習カラーメイト 代表 尾家宏昭）